

令和5年度第3回千葉県県土整備公共事業評価審議会 議事録

1 会議の日時 令和6年1月19日（金）午前10時から午前11時20分

2 場 所 千葉県庁南庁舎4階会議室

3 出席者

(1) 委員

(オンライン) 轟朝幸、二瓶康雄、渡部大輔、高橋岩仁、二村真理子、吉村晶子、

渡辺芳邦、小坂泰久

(名簿順、敬称略)

(2) 県土整備部幹部職員

小川都市整備局長、

岩永県土整備部次長、田村県土整備部次長

(3) 関係課

道路整備課、河川整備課、県土整備政策課（事務局）

4 審議会に付した議題

(1) 評価実施要領に基づく評価を実施する事業について

(2) その他

5 議事の概要

- ・ 審議状況の公開について確認（千葉県県土整備公共事業評価審議会運営規程第7の規定により、今回の3件について公開で審議することを確認）
- ・ 傍聴者の入室（傍聴者0名、報道関係者2名）

■ 議事（1）評価実施要領に基づく評価を実施する事業について

① 社会資本整備総合交付金（道路事業）

主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパス

（事業担当（道路整備課）より事業内容を説明）

○ 会長：ご説明どうもありがとうございました。それでは、本事業に対する審議をお願いします。ご質問ご意見あれば、お願いいたします。

○委員：スライドの4ページですが、今回事業を3年延伸するのが下井地区の地盤の影響ということですが、この区間で地盤は問題無く、今後予定通り工事が進められるものであるか教えていただきたい。

●事業担当：下井地区に関しましては、函渠の施工をしまして、現在路盤まで完成しており、周辺も表層まで完了しており、今年度中の供用を目指して工事を行っているところです。

○委員：今後、スケジュールの再延長は無いという認識でよろしいですか。

●事業担当：計画通りに進めていけると考えております。

○会長：私から関連して、供用は今年度中とのことですが、それ以降に続いていく2か年はどういった工事が残っているのでしょうか。

●事業担当：スライド4ページの写真③にあるように現道にかかっている橋を供用後に撤去する工事が残っており、2年間の事業期間を見込んでおります。

○会長：この橋は仮設なのでしょうか。

●事業担当：町道として供用されている道路の橋梁になります。この交通をバイパスに転換したのちに古い橋を取り壊すというところで事業期間を2年間見込んでおります。

○会長：私から、意見になるのですが、印旛沼周辺では毎回軟弱地盤で工費が増えているという傾向があるので、今回の事業に限らず、事業再評価に関してはコスト増大のリスクを見込んだ評価というものも必要になるのではないかと思います。全国ではそういったリスクを見込んだ感度分析を行って、B/Cにどう響くかといったやり方も出ているので、ぜひ千葉県の方でもそういったものを取り入れるのをご検討いただければと思います。

他にご意見はよろしいでしょうか。

ご異議等はありませんでしたので、「道路事業 主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパス」について、対応方針案のとおり、事業の継続について、了承してよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、対応方針案のとおり継続とさせていただきます。

② 社会資本整備総合交付金（街路事業）

都市計画道路 3・5・26 号鬼高若宮線

（事業担当（道路整備課）より事業内容を説明）

○会 長：ありがとうございます。それでは、審議に移りたいと思います。ご質問ご意見
ございますでしょうか。

○委 員：ご説明ありがとうございました。

7年の延伸ということですが、前回の平成30年度の審議会の時にも同じように
用地の取得に時間を要しているとのことであったと思いますが、今回の延伸の要因
も前回と同じ地権者の取得に難航しているのか、新たな要因として用地取得に
時間を要しているのかについて教えていただきたい。

●事業担当：用地に関しては7件ほど残っており、継続的に用地交渉を行っております。

難航している理由としては、土地の所有者と借地権者の権利関係が整理できて
いない、共有地の相続が発生していること、また、事業用地内の墓地の移転なども
進んでおりますけれども、全体の用地取得までには至っていないというような
状況となっております。

○委 員：そういう意味では、今回7年の延伸ということで、7年というのはどういった
基準で、決められたのでしょうか。

●事業担当：残る用地取得にかかる時間と今後の工事に必要な期間を検討して7年間と
見込んでおります。

○委 員：分かりました。

○会 長：他にいかがでしょうか。

○委 員：議案の内容とは直接関係ないのですが、こういった場合に、線路をくぐる場合、
どのくらいの延長が必要なのでしょう。下がるところから上がる場所までの
延長はどのくらい最低必要なのかというのを参考に教えていただければと思います。

●事業担当：今回整備している箇所についてですが、アプローチ部分の長さが
下がって行って上がってくるまでの間が全体で大体240mほどです。
片側にしますと約100mずつということになります。

○委 員：ありがとうございます。

○会 長：今回、国道14号の間近ということですね。

●事業担当：近い距離になっております。

○会 長：そうですね。私も結構危ないなと気になっておりました。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

用地取得に大変苦労されているというところですが、このところは慎重かつしっかりと対応いただきたいと思っております。

今回事業費の増が見込まれていないのですが、資材の高騰や人件費の高騰は見込まなくていいかどうか、また、その間の事業の増大は今のところ考えておく必要が無いかどうか、お聞かせいただけますか。

●事業担当：事業費に関しては今後必要となるものを見込んでおまして、事業費の変更は必要ないと考えております。

○会 長：分かりました。

色々な外部要因がありますが、ぜひそういったものを乗り越えられるようなコスト縮減など様々ご検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ審議の結果をまとめたいと思います。それでは本事業、「街路事業都市計画道路3・5・26号鬼高若宮線」の事業の継続について、了承ということでよろしいでしょうか。ご異議あれば、ご発言ください。

(異議なし)

特にご異議ございませんので、本審議会の意見は対応方針(案)のとおり継続と決定いたしました。ありがとうございました。

③ 社会資本整備総合交付金(河川事業)

一級河川利根川水系根木名川・派川根木名川・十日川

(事業担当(河川整備課)より事業内容を説明)

○会 長：はい。ありがとうございました。それでは審議に移ります。ご意見等をお願いいたします。

○委 員：ご説明ありがとうございました。教えていただきたいのですが、22ページの農地被害額の想定について、便益が大変増加していますが、作付けしている農作物によって被害額が変わると考えてよろしいでしょうか。

●事業担当：農地が浸水する面積分で損害額を掛け合わせています。写真でお示しているように、農地被害のイメージとしては、ビニールハウスが浸水したことに

よって中の作付けしているものが全て駄目になることや、土砂や流木が流入することによって、農地そのものが回復するまでに出荷ができなくなることを、面積と被害の度合いを掛け合わせることで算定しています。

○委員：質問の趣旨としては、作付けしているものがお米なのかトマトなのかによって、被害額が変わってくると考えてよろしいでしょうか。

●事業担当：農作物の種類別に被害額を出しているので、おっしゃったとおりのイメージで計算しています。

○委員：承知いたしました。農地であるとあまり被害が大きくないというイメージだったのですが、一般家屋よりも農地の方が被害想定額が大きくなることもあるという考えでよろしいでしょうか。

●事業担当：今まで、費用便益を算定するうえで、住宅等の生活被害の方を重点的に計上するようにマニュアルが構成されており、河川側の視点から、農地には一定程度湛水してくれれば、住宅地の浸水被害が軽減できるということの方に重きを置いて算定していたところから、実際には農地被害が深刻に起きているということで、細かく細分化して計上するようになったという理解です。

○委員：承知しました。ありがとうございました。

○会長：ありがとうございます。大きな変更であり、私が思うには、今回の案件だけではなく、全体の洪水の考え方、県土全体の計画の考え方、こういったものまで見直す必要があるのではないかと感じています。これはコメントです。

その他いかがでしょうか。

○委員：確認ですが、成田空港の拡張に伴って、流出増が見込まれるとのお話で、宅地の開発などでは、普通、流末に雨水調整池を造ると思うのですが、空港くらい大規模な開発ですとあまりやらないのでしょうか。全部川で受け止めるという説明に聞こえたのですが。

●事業担当：空港だから全てを受け入れるわけではないですが、空港の敷地内にも調整池を設けていただいて、一定程度根木名川の流域として最大限整備率を上げていくということで1/50の整備計画にしているところです。一般的な他の河川については、大体1/10くらいの規模で整備をしているところです。河川で最大限出来るところまで整備を行っている状況です。空港だからと言って無尽蔵に流出する部分を全て河川が受けるということで計画しているわけでは

ございません。

○委員：そうですね。根木名川の河川整備基本方針は作られていますか。ホームページでは見つからなかったのですが。

●事業担当：一級河川利根川水系になりますので、一級河川については圏域整備計画しか県は作りません。利根川の河川整備基本方針については、群馬県まで含めた利根川全体の河川整備基本方針として直轄である国土交通省の方が作られています。県内の二級河川のように県が河川整備基本方針も作り、河川整備計画も作る河川とは異なっております。以上でございます。

○委員：1/50だとどのくらいの基本高水になっているのですか。

●事業担当：根木名川だけのものとしては、下流側で毎秒700トンの洪水を流せる断面として1/50の計画になっています。

○委員：利根川の基本方針にどう反映されているのか少し分かっていないので、また別の機会に教えてもらえればと思います。

●事業担当：はい。

○会長：ありがとうございます。私も空港計画に関わっておりますが、周辺への影響は抑えるというのが基本ですので、当然、調節池は造っていく空港計画をされていると思います。

一方で、今回のこの地域は空港を抱えていて、令和元年に災害が起きた時には、従業員や旅客が帰宅困難になってしまいました。高速道路、鉄道が止まった時に、一般道を使わないといけないのですが、当時の状況を調べると、一般道はほとんど使えず、完全に麻痺していたという状況なので、この地域もしっかりと河川整備をして欲しいと思っているのですが、それに対して少し整備のスピードが遅いなど思っておりますので、ぜひ速度アップしていただければと思っております。これはコメントです。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に反対意見等ございませんでしたので、「河川事業1級河川利根川水系根木名川、派川根木名川、十日川」について対応方針案のとおり、事業の継続について了承としてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、本審議会の意見は対応方針案のとおり継続ということ

に決定いたしました。どうもありがとうございました。

●事業担当：ありがとうございました。

○会 長：以上で、議事（１）を終了いたします。

■議事（２）その他

○会 長：次に、議事（２）その他について、事務局から何かございますか。

●事務局：事務局でございます。

今年度第４回の審議会については、１月２９日（月曜日）午前９時から開催を
予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○会 長：委員の皆様からは、何かございますか。

（意見なし）

議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上で、本日の議事は全て終了しましたので、事務局に進行をお返し
いたします。